

# 令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第1回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日時 : 令和6年9月24日(火) 10:00 ~ 10:45

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 3人(定数3人)  
大坪 稔  
高田 亜朱華(部会長)  
吉岡 美智代

**【労働者代表委員】** 3人(定数3人)  
中野 敬介  
西村 渡  
濱崎 健泰

**【使用者代表委員】** 3人(定数3人)  
小田 礼一  
坪根 謙太郎  
山口 洋志

**【福岡労働局】** 田村 労働基準部長  
渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 審議日程について

(3) その他

5 審議内容

室長補佐

ただ今から、令和6年度福岡地方最低賃金審議会第1回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

なお、本会議は公開としております。

本会議は、部会長選出まで事務局により議事の進行を務めますので、よろしくお願いたします。

最初に、委員の皆様のご挨拶につきまして、あらかじめ皆様の席に配付しており、これをもって辞令の交付に変えさせていただきます。

ここで配付資料の確認をいたします。

- 資料No.1 福岡地方最低賃金審議会 第53期委員名簿
- 資料No.2 令和6年度福岡地方最低賃金審議会  
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿
- 資料No.3 福岡地方最低賃金審議会  
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程(案)
- 資料No.4 令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況
- 資料No.5 令和5年度 最低賃金改正審議状況
- 資料No.6 福岡県特定最低賃金の改正決定について(諮問)(写)
- 資料No.7 福岡県の最低賃金改正の推移
- 資料No.8 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)
- 資料No.9 最低賃金時間額の全国加重平均額(令和6年3月末日現在)
- 資料No.10 令和6年度 地域別最低賃金答申状況
- 資料No.11 特定最低賃金額と一般賃金水準との比較(福岡県)
- 資料No.12 2024年春季生活闘争 第7回(最終)回答集計結果(連合福岡)
- 資料No.13 2024年春季労使交渉・賃金改定回答[妥結含]一覧  
(2024.7.25集計)(福岡県経営者協会)
- 資料No.14 2024年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果(加重平均)  
(日本経済団体連合会)
- 資料No.15 使用者側意見表明資料(6.8.5)(福岡県商工会議所連合会)
- 資料No.16 福岡県鉱工業指数月報(令和6年6月)(福岡県)
- 資料No.17 福岡市・北九州市の消費者物価指数(福岡県)
- 資料No.18 雇用失業情勢主要指標(福岡県)
- 資料No.19 県内経済の動向(令和6年8月)(福岡県)

について説明。

専門監督官

[ 資料No.20 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果(輸送用機械器具製造業) ]  
について説明。

室長補佐

資料の説明は以上でございます。

何か御質問等がございますか。

各 委 員

(な し)

室 長 補 佐

次に定足数の確認です。

本日は委員の欠席はございません。

最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数を満たしており、本会議は成立をしていることを御報告いたします。

なお、これ以降、部会の名称については略称を用います。

では、会議の始めですので、労働基準部長から御挨拶いたします。

労働基準部長

(挨拶)

室 長 補 佐

次に、議事(1)の「部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長、部会長代理の選出については、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条第2項及び第4項におきまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっております。事前に公益代表委員で互選していただき、

部会長 高田 委員

部会長代理 大坪 稔 委員

の名前があがっております。

委員の皆様、いかがですか。

各 委 員

(異議なし)

室 長 補 佐

それでは、選出されました部会長、部会長代理の委員の方々、よろしく御願いいたします。

お手元の資料の3ページ資料No.2 輸送用機械最低賃金専門部会委員名簿を御覧願います。部会長、部会長代理を読み上げますので、お名前の左側に部会長の二重丸、部会長代理の丸を御記入願います。部会長高田委員、部会長代理大坪稔委員。

ここからは、高田部会長に以降の議事進行をお願いしたいと思います。

高田部会長よろしく御願いいたします。

部 会 長

はい、部会長に選出されました高田です。

皆様、どうぞよろしく御願いいたします。

それでは、本日の議事(2)「審議日程について」決めたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

室 長 補 佐

それでは、御説明します。

資料No.4の令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況を御覧ください。

改正決定申出は、5業種ともに本年6月から7月の間に提出されました。各業種とも、協約適用労働者数は、申出の要件である全適用労働者数の3分の1以上を占めており、また、改正決定申出状況の右から4番目に「協定最低賃金額」が記載されています。

特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、労働協約のうち最も低い額が協定最低賃金額です。協定最低賃金額を超えて特定最低賃金額を決定することは、労働協約を無効とすることになり、労働協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、協定最低賃金額が、改正引上げ額の上限となることに御留意願います。

また、8月21日に開催された第5回本審にて改正決定の必要性有りを公労使、全会一致で認めた以上、原則として1円以上の改正を行うこと及び最低賃金法第16条には、労働局長は「地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならないことにも御留意願います。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1時間992円及び現在の特定最低賃金額を超えて、かつ協定最低賃金額を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

次に、資料No.5の令和5年度最低賃金改正審議状況を御覧ください。

特定最低賃金5業種の金額審議につきましては、10月9日までに専門部会で全会一致による結審となり、統一発効日である12月10日に効力が発生しております。本年度も12月10日を統一発効日とすることを確認いただいていることから12月10日に改正額の発効を間に合わせるためには、遅くとも10月9日水曜日までに結審及び答申をしていただく必要があります。

なお、特定最低賃金専門部会にて全会一致で決定した場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることが、第5回本審において、委員の皆様の承認を得ております。ちなみに、ここ数年において、全会一致でなかったことはございません。

説明は以上でございます。

部会長 　ただ今の説明につきまして、委員の皆様から何かございますか。

各委員 　（特になし）

部会長 　それでは、本年も12月10日の年内統一発効を目指すということでよろしいでしょうか。

各委員 　（異議なし）

部会長 　ありがとうございます。

それでは、委員の皆様は、遅くとも10月9日水曜日までに結審をしまして答申していただきますよう、日程調整並びに審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、専門部会の公開、非公開についてお諮りする必要がございますので、事務局から説明をお願いします。

室長補佐

お手元の資料の5ページ資料No.3 専門部会運営規程を御覧ください。

第6条第1項に、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。」と規定されています。

本年度の専門部会における取扱いを決めていただく必要があります。

以上です。

部会長

私から補足します。

本年度の福岡県最低賃金の本審では、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で協議する場合は公開することとし、公益委員と労働者委員、あるいは公益委員と使用者委員といった二者間の協議については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、非公開とすることを、7月5日開催の第1回福岡地方最低賃金審議会を確認しております。同じく7月29日開催の最低賃金専門部会においても本審と同様に三者間協議については公開、二者間協議については活発な意見交換をしたいということで非公開としております。

昨年度の特定最低賃金各専門部会は非公開としておりましたが、今年度において改めてその取扱いについて決めていただく必要があり、日程調整する場において審議していただきます。

選択肢としては、本年度も非公開とする、もしくはすべて公開とする、もしくは公益委員と労働者委員、使用者委員の三者間協議の場合はすべて公開とし、公益委員と労働者委員、または公益委員と使用者委員の二者間協議については非公開とする、という三つの選択肢が考えられます。

ちなみに、本年度における他の4部会については、本審と最低賃金の専門部会と同じように、三者間協議については公開、二者間協議については非公開と決定しております。

何か御意見はございますか。

各委員

(特になし)

部会長

そうしましたら、すべて非公開というのは、やはりよろしくないと思いますので、

三者間協議については公開とし、二者間協議については非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

各 委 員

(承 諾)

部 会 長

ありがとうございます。

それでは次に、事務局は専門部会の審議日程について説明をお願いします。

室長補佐

それでは御説明いたします。

専門部会の公開、非公開は今決めていただいたので、専門部会開催の日程調整ですが、お手元の机の上に既に日程案を配付しております。

事前に委員の皆様には日程調整表の御提出をいただき、事務局が作成した日程案でございます。最終的な確認をお願いいたします。

(日程調整)

部 会 長

予備日として第4回専門部会を設けておりますが、各部会とも、第3回専門部会で全会一致での結審をしていただくよう、最大限の御尽力をお願いいたします。

そのために、第2回専門部会では、審議の冒頭で労使双方から具体的な金額を含めた基本的な考え方や主張の御説明が必要となりますので、準備をお願いしたいと思います。

労使のイニシアティブという観点から、専門部会の場以外でも、適宜労使間の自主的な協議、調整を行っていただき、少しでも円滑な審議と労使が納得する金額となるようお願いいたします。

事務局は日程表（案）が出来上がりましたら、配付をお願いします。

事 務 局

(日程表（案）配付)

部 会 長

事務局は日程表（案）を読み上げてください。

室長補佐

(日程表（案）読上げ)

部 会 長

それでは、読み上げられました日程表で確定したいと思います。

場所の記載もございますので、よろしく願いいたします。先ほども述べたとおり、最大限、全会一致での結審ができますよう御尽力をお願いします。

続きまして、専門部会の公開、非公開についても確認をいたします。

先ほど、専門部会について、公開、非公開についてお諮りしましたが、確認させ

ていただきますと、三者で協議する場については公開、二者で行う協議については非公開とするということによろしいですか。

各 委 員 (異議なし)

部 会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、次に議事(3)「その他」について、委員の皆様から何かございますか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 事務局から何かございますか。

室長補佐 専門部会の議事録の署名について、皆様にお諮りしたい事項がございます。お手元の資料の5ページ、資料No.3の専門部会の運営規程を御覧ください。運営規程の第7条第1項の署名についての改定です。

現行として、専門部会においては、議事録には部会長及び部会長が指名した委員2名が署名を行っているところですが、今年3月に開催した第7回本審でもお諮りしたとおり、委員の皆様の御負担の軽減、並びに迅速化を図るため、メールによる議事録の内容確認に変えることでお願いしたいと考えております。

変更箇所は、赤文字で2か所示しております。

「議事録には」から「に」の削除、並びに「署名」を「確認」に改定するものです。

また、御承認いただいた場合において、施行日を本日とする旨附則を改定するというものです。

以上です。

部 会 長 ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御質問等はございますか。

各 委 員 (な し)

部 会 長 それでは、事務局説明の内容で改定することとします。

ただ今、輸送用機械専門部会運営規程の改定をいたしましたので、本日の専門部会の議事録から署名に代えて確認とすることにします。

早速ですが、本日の議事録の確認は

労働者代表委員 中野委員

使用者代表委員 小田委員

をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

中野委員  
小田委員

(承諾)

部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。  
事務局からほかにございますか。

室長補佐 3点の連絡事項がございます。

1点目です。次回以降の専門部会の正式な開催通知については後日郵送いたします。なお、専門部会の委員の出欠につきましては、前もって御提出いただいた日程調整表において把握しておりますが、御欠席など御予定の変更があった場合には、事務局担当者にメール等により御連絡いただきますようお願いいたします。

2点目です。先ほど議事録の確認につきましては、中野委員、小田委員にお願いしております。審議の都度、後日、事務局にて議事録を作成してメールにて送信いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。次回以降の専門部会につきましても同様とさせていただきます。

3点目です。本日配付しました資料につきましては、次回以降の専門部会でも使用いたしますので、御持参をお願いいたします。

以上です。

部会長 これをもちまして、第1回専門部会を閉会いたします。

第2回の専門部会において、審議の冒頭で双方から具体的な金額を含めた基本的な考え方や主張の御説明をお願いしたいと思っておりますので、御準備をよろしく願いいたします。

それでは、本日は以上となります。

お疲れ様でした。